

相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス等の事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(訪問介護相当サービスに限る。)及び第1号通所事業(通所介護相当サービスに限る。)に要する費用の額の算定に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (2) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (3) 訪問介護相当サービス 第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (4) 通所介護相当サービス 第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (5) 訪問介護相当サービス等 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスをいう。
- (6) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者のうち、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの事業を行う者をいう。
- (7) 基本チェックリスト 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第一に規定する質問項目をいう。
- (8) 事業対象者 基本チェックリストに対する回答の結果が一定の基準に該当

する第1号被保険者をいう。

(訪問介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第3条 訪問介護相当サービスに要する費用の額は、別紙1に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)別表の1 訪問型サービス費」の規定を準用し、算定するものとする。

(通所介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第4条 通所介護相当サービスに要する費用の額は、別紙2に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)別表の2 通所型サービス費」の規定を準用し、算定するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

経過措置として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからトまで、通所型サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

訪問介護相当サービスに要する費用の額

1 訪問介護相当サービス費

訪問型サービス費	単位	対象	要件等
イ 訪問型サービス費Ⅰ	287単位/回	事業対象者 要支援1	1月の中で全部で10回までのサービスを行った場合
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	287単位/回	事業対象者 要支援2	1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合
ハ 訪問型サービス費Ⅲ	163単位/回	事業対象者 要支援2	1月の中で全部で22回までのサービスを行った場合
ニ 訪問型サービス費Ⅶ	3,727単位/月	事業対象者 要支援2	1月の中で3,727単位以上のサービスを行った場合

2 加算

加算		単位	要件等
ホ	初回加算	200単位/月	
ヘ	生活機能向上連携加算		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	
ト	口腔連携強化加算	50単位/回	
チ	介護職員等処遇改善加算		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位×270/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位×287/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位×249/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位×266/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×207/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×170/1000	
特別地域加算		所定単位×15/100	イ～ニの いずれか に加算
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位×10/100	
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算		所定単位×5/100	

注1 ヘの算定要件等については、訪問介護と同様であるので、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「老企第36号」という。)第2の2の(22)に準ずる。

注2 トの算定要件等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号

第2の2の(23)に準ずる。

注3 チについては、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(25)に準ずる。

注4 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 減算

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからニを算定しない。

注2 高齢者虐待防止措置について実施をしていない場合は、次のとおり減算する。なお、減算の要件等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(10)に準ずる。

高齢者虐待防止措置未実施減算	減算する単位
イまたはロを算定する場合	3単位/回
ハを算定する場合	2単位/回
ニを算定する場合	37単位/月

注3 業務継続計画について策定をしていない場合は、次のとおり減算する。なお、減算の要件等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(11)に準ずる。

業務継続計画未策定減算	減算する単位
イまたはロを算定する場合	3単位/回
ハを算定する場合	2単位/回
ニを算定する場合	37単位/月

注4 イからニまでについて、事業所と同一建物の居住者又はこれ以外の同建物の居住者にサービスを行う場合は、次のとおり減算する。なお、建物の範囲等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(16)に準ずる。

同一建物等減算	減算する単位
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数×90/100
事業所と同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合	所定単位数×85/100
同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数×88/100

通所介護相当サービスに要する費用の額

1 通所介護相当サービス費

通所型サービス費	単位	入浴の有無	要件等
イ 通所型サービス費	4 7 5 単位/回	入浴を実施する場合	1 月の中で全部で要支援 1 は 5 回まで、要支援 2 は 1 0 回までのサービスを行った場合
ロ 通所型サービス費	4 5 5 単位/回	入浴を実施しない場合	1 月の中で全部で要支援 1 は 5 回まで、要支援 2 は 1 0 回までのサービスを行った場合

2 加算

加算	単位	要件等
ハ 生活機能向上グループ活動加算	1 0 0 単位/月	
ニ 若年性認知症利用者受入加算	2 4 0 単位/月	
ホ 栄養アセスメント加算	5 0 単位/月	
ヘ 栄養改善加算	2 0 0 単位/月	
ト 口腔機能向上加算		
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1 5 0 単位/月	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1 6 0 単位/月	
チ 一体的サービス提供加算	4 8 0 単位/月	
リ サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	8 8 単位/月	事業対象者・要支援 1
	1 7 6 単位/月	事業対象者・要支援 2
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	7 2 単位/月	事業対象者・要支援 1
	1 4 4 単位/月	事業対象者・要支援 2
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	2 4 単位/月	事業対象者・要支援 1
	4 8 単位/月	事業対象者・要支援 2
ヌ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1 0 0 単位/月	3 月に 1 回を限度とする
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2 0 0 単位/月	
ル 口腔・栄養スクリーニング加算		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	2 0 単位	6 月に 1 回を限度とする
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位	6 月に 1 回を限度とする
ヲ 科学的介護推進体制加算	4 0 単位	

ワ 介護職員等処遇改善加算		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (19人以上)	所定単位×11 1/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (19人未満)	所定単位×11 7/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (19人以上)	所定単位×12 0/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (19人未満)	所定単位×12 7/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (19人以上)	所定単位×10 9/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (19人未満)	所定単位×11 5/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (19人以上)	所定単位×11 8/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (19人未満)	所定単位×12 5/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (19人以上)	所定単位×99 /1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (19人未満)	所定単位×10 5/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (19人以上)	所定単位×83 /1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (19人未満)	所定単位×89 /1000	
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位×5/ 100	イかロのいずれかに加算

注1 ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注2 ニの算定要件等については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(16)に準ずる。

注3 ホの算定要件等については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(17)に準ずる。

注4 ヘの算定要件等については、通所介護における栄養改善加算と基本的に同様であるので、老企第36号第2の7の(18)に準ずる。ただし、指定通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者等に係る地域

包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

注5 トの算定要件等については、通所介護における口腔機能向上加算と基本的に同様であるので、老企第36号第2の7の(20)に準ずる。ただし、指定通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

注6 チの算定要件等については、当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

(1) ホ及びヘに掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。

(2) 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

注7 リの算定要件等については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(26)に準ずる。

注8 ルについて、所定単位はイからワまでによる算定した単位数の合計。ルの算定要件等については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(19)に準ずる。

注9 ヲの算定要件等については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(21)に準ずる。

注10 ワについては、通所介護又は地域密着型通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(27)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。)第2の3の2の(28)に準ずる。

注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 減算

減算	単位	要件等
定員超過減算	所定単位×70/100	利用者の数が利用定員を超える場合
人員欠如減算	所定単位×70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
虐待防止措置未実施減算	△4単位/回	高齢者虐待防止措置について実施をしていない場合
業務継続計画未策定減算	△4単位/回	業務継続計画が未策定の場合
同一建物等減算	△94単位/回	事業所と同一建物の居住者または同一建物からの利用者にサービスを行う場合
送迎未実施減算	△47単位/片道	事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合

注1 虐待防止措置未実施減算の要件等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(10)に準ずる。

注2 業務継続計画未策定減算の要件等については、訪問介護と同様であるので、老企第36号第2の2の(3)に準ずる。

注3 同一建物等減算については、以下のとおりとする。

(1) 同一建物の定義については、通所介護と同様であるので、老企第36号第2の7の(22)①に準ずる。

(2) 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して1月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。この場合の具体的な例及び記録等については、通所介護と同様であるので老企第36号第2の7の(22)②に準ずる。

注4 送迎未実施減算については、利用者が自ら指定通所介護相当サービス事業所に通う場合、利用者の家族等が指定通所介護相当サービス事業所への送迎を行う場合など、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者が利用者の居宅と指定通所介護相当サービス事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注3の同一建物等減算の対象となっている場合には、当該減算において送迎コストにかかる評価を既に行っていることから、本減算の対象とはならない。

なお、送迎は、外部委託を行うことが可能であり、この場合、送迎未実施減算の適用はなく、委託費の額は送迎を行わない場合の減算の額を踏まえて、指定通所介護相当サービス事業者と委託先との間の契約に基づき決定するものであること。

また、送迎を指定通所介護相当サービス事業者以外の者に担わせる場合は、安全管理体制の確保に努めるとともに、事故発生時の対応等について適切に定めておくこと。